

(要領別添 2)

## 委託契約書(案)

委託者 社団法人信州・長野県観光協会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の条項により、信州スノーキッズ倶楽部「キャラクター」デザイン制作業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 信州スノーキッズ倶楽部「キャラクター」デザイン制作業務

(2) 業務の内容 信州スノーキッズ倶楽部「キャラクター」デザイン制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、平成22年8月日から平成22年9月10日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、円)

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、円とし、財務規則第143条第7号の規定を準用し、その納付は免除する。

(委託業務の処理方法等)

第6条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の要領に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、それぞれその旨を甲に届出なければならない。

4 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 乙は、委託業務完了後14日以内に委託業務完了報告書（成果品）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 甲は、前条の規定により引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又は毀損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りではないものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の承認を受け再委託を行う場合は、再委託先に対して第17条に規定する守秘義務を負わせるものとする。

(契約内容の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 14 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第 65 条若しくは第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 50 条第 5 項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 15 条 乙は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務の成果品を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 3.7%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第 8 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 3.7%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は、第 10 条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 乙は、第 1 項又は第 4 項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 16 条 乙は、第 14 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払われなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号から第 3 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は本委託事務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第 18 条 乙は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、甲が認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

(事故等の報告)

第 19 条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

(知的財産権)

第 20 条 乙は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

2 乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

3 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(著作権の帰属)

第 21 条 本件成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、甲に帰属する。ただし、乙は、成果品に含まれる乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等について、乙に留保することができる。

(著作者人格権)

第 22 条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、本件成果品に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

(第三者の権利侵害)

第 24 条 乙は、万が一第三者から本件成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合には、乙の責において解決するものとする。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(疑義の解決)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 8 月 日

委託者 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
社団法人信州・長野県観光協会  
理事長 村井 仁

受託者